

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域災害リスク

(洪水：野洲市地域防災計画/ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、市街地地域においては、浸水深 0.5m～1.0m未満と予想されているほか、商業店舗の多くが存する野洲駅付近から野洲市役所付近の一部分においては浸水深 1.0m～2.0m未満と予想されている。

また、市内の一部においては、浸水深 2.0m～5.0m未満と予想される範囲が点在し、幹線道路（国道8号、主要地方道大津能登川長浜線）が影響されると想定できる。

(土砂災害：野洲市地域防災計画/ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、本市南部は、三上山、菩提寺山等の山麓で土砂災害の危険性のある個所があり、近年においても斜面崩壊等が発生している。

(地震：野洲市地域防災計画/ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、活断層型（琵琶湖西岸断層帯など）や海溝型（南海トラフ）地震において、震度6弱以上、最大6強の地震が想定され琵琶湖西岸断層の場合、最も被害が大きいと想定されている。また南部山間以外で液状化現象の可能性を指摘されている。

(その他)

本市北部は、琵琶湖に面し、河川の下流の低地であること、河川の多くが天井川であったという土地条件から、野洲川、日野川等の河川氾濫と琵琶湖の水位上昇による氾濫の潜在的危険性は高い。野洲川放水路事業や河川改修、雨水幹線整備などにより危険性は減少しているものの、土砂災害や地震災害による液状化現象などの可能性があることから備えが肝要である。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の現状

- ・商工業者等数 1,395事業所
- ・小規模事業者数 1,127事業所

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	小売業	294	225	市内に広く分散している
	飲食業	138	114	野洲駅近くの中心市街地に多い 西河原付近や8号線沿いも多い
	サービス業	481	388	野洲駅近くの中心市街地に多い 西河原付近や8号線沿いも多い
	製造業	197	128	野洲、市三宅、三上、南櫻、八夫 大篠原、野田に多い
	建設業	285	272	市内に広く分散している

### (3) これまでの取組

#### 1) 当市の取組

- ・「野洲市ハザードマップ（洪水・地震）」の作成（令和3年3月）
- ・「野洲市地域防災計画」の策定（令和5年3月修正）
- ・「野洲市業務継続計画」の策定（令和4年3月修正）
- ・「野洲市災害時受援計画」の策定（令和5年3月）
- ・その他、毎年度自主防災組織等リーダー研修会等の実践型訓練の実施、防災備品の更新、充実を図っている。

#### 2) 商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・県主催の事業者BCP策定セミナーの開催案内
- ・休業対応・災害対応の共済保険の案内

## II 課題

現状では、小規模事業者に対しての自然災害リスクの周知や緊急時の取組について、漠然とした記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員も十分ではない。といった課題が浮き彫りになっている。それに、事業者BCPに関する施策周知、セミナーの案内等を行ってきたが、自然災害等リスクに対する意識が依然として低く、継続的かつ有効な啓発活動が課題である。

また、感染症対策において、小規模事業者事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、自然災害等のリスクを認識いただくとともに、事前対応の必要性についての意識付けを行い、事業者BCPの策定を目指す。
- ・巡回や窓口指導時に全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行う。また、未加入の共済・保険制度については、保険相談等の実施出来る体制を構築する。
- ・経営指導員等職員が災害リスクの周知・事業者BCPの策定支援や共済・保険制度等の情報提供や助言が出来るよう、情報収集や知識の習得を図る。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築、マニュアル整備を図る。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また地域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和7年4月1日～令和12年3月31日)

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

- ・ 当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。
- ・ 平成31年に締結した「災害応急対策に関する協定書」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要等の案内を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型インフルエンザ等は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型インフルエンザ等に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、平成28年 野洲市商工会危機管理マニュアルを作成（別添）。

#### 3) 関係団体等との連携

- ・ 全国商工会連合会と連携協定を結ぶ「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社」等に 専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や 生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施 する。

#### 4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ 当会事務局と当市担当課にて連絡調整会議を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

## 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。  
（商工会災害システム等を利用し安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況を把握し、当会と当市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、野洲市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・商工会災害システム等により、大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

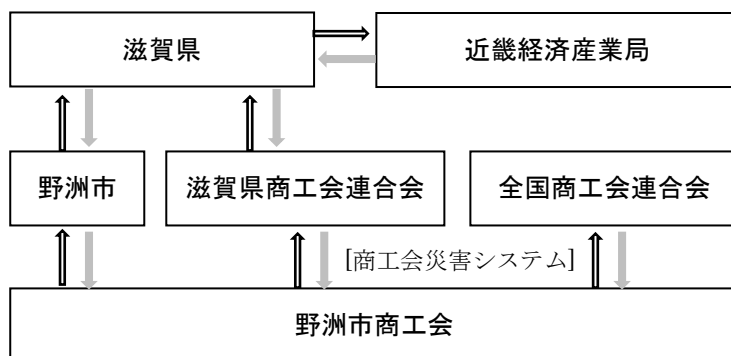
発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・野洲市新型インフルエンザ対策本部設置要綱により策定された対策行動計画と、県で取りまとめた「滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことが出来る仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、滋賀県の指定する方法にて当会または当市より県へ報告する。上記滋賀県の指定する方法については、商工会災害システム等を活用する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を滋賀県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。

連絡ルート



### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、野洲市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響をうける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・滋賀県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を滋賀県等に相談する。

#### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

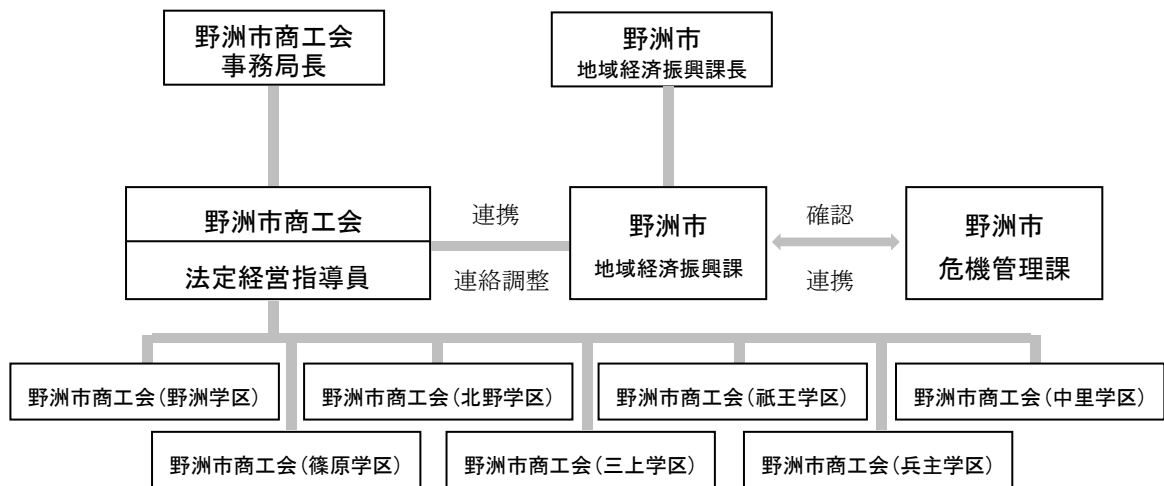
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年1月現在)

(1) 実施体制(商工会または商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会または商工会議所と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供および助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 川崎 徹(連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供および助言(手段、頻度 等)

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町連絡先

①商工会/商工会議所

野洲市商工会

〒520-2423 滋賀県野洲市西河原2400

TEL: 077-589-4880 / FAX: 077-589-5380

②関係市町

野洲市役所 環境経済部 地域経済振興課

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原2100-1

TEL: 077-587-6008 / FAX: 077-587-6960

※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	170	170	170	170	170
パンフ・チラシ作成費	70	70	70	70	70
セミナー開催費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、野洲市補助金、滋賀県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

- ・該当なし